

特別定額給付金 Q&A

給付対象者・受給権者について

5月19日作成

Q1 給付金の対象者は誰ですか？

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人です。

Q2 給付金を受け取るのは誰ですか？

世帯の世帯主です。原則、世帯主名義の銀行口座へ振り込みます。同居していても世帯分離している場合は、それぞれの世帯主が申請し、受け取ることになります。

Q3 住民税非課税、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人も給付金の支給対象ですか？

給付対象者となります。
※なお、生活保護制度において、総務省では収入として認定しない方針ですが、詳しくは市役所生活福祉課へお問い合わせください。

Q4 4月27日(基準日)に生まれた子どもや、基準日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

どちらも給付対象者となります。
※なお、4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

申請手続きについて

Q5 申請書はどこでもらえますか？

世帯の世帯主宛に世帯員全員の氏名が載った申請書を郵送します。
※5月15日(金)、16日(土)に各世帯に郵送しました。

Q6 申請方法や必要な書類を教えてください。

次の2方式いずれかで申請してください。

(1)【郵送申請方式】

市役所から郵送されてくる申請書を返送して申請する方法。

必要な書類

- ①世帯主の運転免許証やマイナンバーカード、年金手帳、健康保険証などの写し
- ②世帯主の金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

(2)【オンライン申請方式】

マイナンバーカードを活用して、マイナポータルから申請する方法。

必要な書類等

- ①世帯主のマイナンバーカード
- ②マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(英数字6～16桁)
- ③マイナンバーを読み取れるスマートフォンやパソコン+ICカードリーダーなど
- ④振込先口座の確認書類(画像データ)
- ⑤マイナポータルAPのインストール

特別定額給付金 Q&A

Q7 市役所での窓口で給付金の申請は可能ですか？

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請窓口は設置していません。

Q8 申請受付の開始日はいつですか？

オンライン申請方式については、5月8日(金)から受付を開始し、郵送申請方式については5月21日(木)から受付開始となります。
※なお、8月20日(木)で申請受付は終了です。

Q9 オンライン申請が完了しているか、確認したいのですが。

メールアドレスを入力された場合、申請送信完了のメールが届きます。メールが届かない場合は、送信完了の画面に表示される受付番号を控えて、お電話にてお問い合わせください。ただし、個人情報の関係上、お電話での回答には時間を要する場合があります。

給付について

Q11 申請書提出後からの給付までの流れを教えてください。

順次、記載内容等を確認し、審査が完了したものから、ご指定の口座にお振込みいたします。なお、オンライン申請において、入力内容に不備があるため、内容確認に時間を要するケースが多く発生しています。その場合は給付が遅れてしまいますので、郵送申請もご検討ください。

Q12 給付金はいつ振り込まれますか。

申請書を提出された時期にもよりますが、ご申請後、2週間程度を予定しています。ただし、申請開始当初は、申込みの集中が予想されており、2週間以上かかる場合がありますので、ご了承願います。

Q13 現金で受け取ることはできますか。

原則、口座へのお振込みとなります。

相談について

Q14 DVで配偶者等から逃げているのですが。

市役所人権推進課もしくは特別定額給付金チームへ相談してください。

Q15 給付金の制度について教えてほしい。

総務省がコールセンターを開設しています。こちらにお問い合わせください。
【電話番号】0120-260020(フリーダイヤル)
【受付時間】午前9時～午後6時30分